

# 令和4年度IT産業等振興事業委託業務に係る 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

令和4年度IT産業等振興事業委託業務

## 2 業務の目的

IT技術を活用した生産性向上や省力化など様々なニーズが発生し、市場拡大が見込まれるIT産業において課題とされている人材不足に対応するため、業界説明会や職場見学会を実施し、道内IT産業の認知度向上と道内企業の業務や職場環境に対する理解を促進させることにより、一般求職者等の正社員就職を促進するとともに、企業が求める人材確保を支援し、良質な雇用による正社員就職者の創出及び確保を図る。

※良質な雇用による正社員就職者等

正社員等として雇用された者、支援を受けた事業主に雇用される労働者のうち処遇改善が図られた労働者、非正規雇用労働者から正社員へ転換された者で、所定内給与額1ヶ月あたり平均額が200,100円以上、月平均所定外労働時間が20時間以下となる者

## 3 委託業務の内容

### (1) 道内IT業界説明会の実施

道内IT業界の現状や道内IT企業における事業内容について理解促進を図るとともに、道内IT企業における人材確保のため、主に道内外の一般求職者や新規学卒予定者などを対象とした、説明会を企画・運営する。

#### ア 説明会概要

- (ア) 開催時期 令和4年7月から9月頃までを想定（6時間以内を想定）
- (イ) 開催地 札幌市内（1回）、首都圏（1回：東京都内を想定）
- (ウ) 実施内容 説明会冒頭に道内IT業界全体に係る講演等を行い、理解促進を図るとともに、道内IT企業ごとの個別説明会を実施すること。

#### イ 参加企業

個別説明会には、各回15社程度の道内IT企業を参集すること。

なお、より多くの参加者が得られるよう、多様な分野の企業が参加するよう努めること。

#### ウ 参加者募集

新規学卒者や求職者など各回70名程度を想定。

チラシ等を作成し、札幌市内開催では、道内の大学やIT系専修学校、高等技術専門学院等の各種教育機関や札幌圏のハローワークに送付し、首都圏開催では、東京都内の大学やIT系専修学校等各種教育機関などに送付すること。

また、インターネット等を活用するなど、多くの参加者が集うように努めること。

#### エ 説明会に係る企画・調整

参加企業の伝えたいこと、参加者が知りたいことを的確に把握し、短時間で効果的な説明会となるよう、当日のスケジュール及び参加者情報の共有等の運営方法について企画し、参加企業等と調整の上実施すること。

#### オ アンケートの実施

説明会の参加者に向けて、本説明会により道内 I T 産業の現状や I T 企業の事業内容等への理解を深めることができたかなどについて把握するとともに、参加企業に対して事業の満足度等を把握するようアンケート調査を行い、結果を取りまとめること。

#### (2) 道内 I T 企業職場見学会の実施

道内 I T 企業における事業内容及び職場環境について理解促進を図るとともに、道内 I T 企業における人材確保のため、主に道内外の一般求職者や新規学卒予定者、進路担当教員などを対象とした、道内 I T 企業職場見学会を企画・運営する。

##### ア 職場見学会概要

- (ア) 開催時期 令和 4 年 10 月～令和 5 年 1 月頃までを想定  
新規学卒予定者等の参加が最も多く得られる日時に実施  
(各社 2 時間以内を想定)
- (イ) 開催地 道内在住者向け：札幌市内（1 回）  
首都圏在住者向け：オンライン（1 回）
- (ウ) 実施内容 道内 I T 企業の職場見学及び若手社員や O B 等との意見交換など訪問する企業の事業内容等の理解が深まる取組を実施すること。

##### イ 見学先企業

見学先企業は各回 2 社程度とし、道及び業界団体と調整して決定する。

##### ウ 参加者募集

新規学卒者や求職者などを対象として、各回 40 名程度を想定。

チラシ等を作成し、道内外の大学や I T 系専修学校等各種教育機関などに配布するほか、インターネット等を活用するなど、多くの参加者が集うように努めること。

##### エ 職場見学会に係る企画・調整

参加学生が知りたいことを的確に把握し、満足度の高い職場見学会となるよう、当日のスケジュール、参加者情報の共有等の運営方法について企画し、見学先企業と調整の上実施すること。

道内在住者向け見学会では、借上バスを用意すること。また、首都圏在住者向け見学会については、オンライン開催として準備すること。

なお、道内在住者向け見学会において、訪問先企業まで近距離の移動は徒歩を可能とし、昼食は参加者各自の負担とする。

#### オ アンケートの実施

見学会参加者に向けて、道内 I T 産業や見学先企業の業務内容や職場環境への理解を深めることができたかなどについて把握するとともに、参加企業に対して、事業の満足度等を把握するようアンケート調査を行い、結果を取りまとめること。

※ 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても企画提案指示事項に沿った内容とすること。

また、上記（1）、（2）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

(3) 事業実施報告書の作成及び提出

ア 事業実施報告書

上記(1)～(2)の業務に関する報告書：紙媒体 1部、電子媒体(CD-R等) 1部

イ 提出期限

令和5年(2023年)2月28日(火)

4 提案にあたっての留意事項

(1) 原則として、委託経費の50%以上を人件費(給与、講師謝金等)とすること。

(2) 本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

ア アウトプット目標

業界説明会参加企業及び職場見学会参加企業の合計が32社以上

イ アウトカム目標

正社員雇用数8名以上(うち、良質な雇用による正社員就職者数7名以上)

5 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約の日から令和5年(2023年)2月28日(火)まで

(3) その他

ア 本入札は、令和4年度の国の補助金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。

イ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことある。

ウ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

6 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1. 実施体制	
① 実施体制・役割等	
2. 実施手法	
① 業務処理工程表・経費積算	
3. 実施方策	
① 道内IT業界説明会の実施	
② 道内IT企業職場見学会の実施	
4. 実績	

① 過去の実績
5. 追加提案
① 追加提案

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。
- ウ 「道内 I T 業界説明会の実施」及び「道内 I T 企業職場見学会の実施」については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

## 7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

## 8 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和4年(2022年)5月17日(火)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも7部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和4年(2022年)5月17日(火)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

## 10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

## 11 その他留意すべき事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

- ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部産業振興局産業振興課成長産業係（担当：長谷川、中原）

電話 011-206-6756（直通） FAX 011-232-2139

電子メールアドレス hasegawa.akikazu#pref.hokkaido.lg.jp

nakahara.yoshie#pref.hokkaido.lg.jp

※@を#に変えていますので、@に置き換えの上送信願います。